

議案第 21 号

所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例制定について

所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴い、生活保護の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施等に関する事務に個人番号を利用するため、所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例
第３６号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の項を次のように改める。

１ 市長	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第２の２の項中「（昭和２５年法律第１４４号）」を削る。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。